

① 利用調整について

- 守谷市では「入所予約制」を採用しており、5月以降に入所を希望される方についても、第1回利用調整から対象となります。出産前の方も含め、希望される方は一次受付で申し込むことをお勧めします。
- 利用調整基準（巻末資料参照）に基づき、就労状況・家庭状況等から「保育の必要性が高い」と判断されるお子さんから、希望施設が受入可能であれば、入所を決定します。（先着順ではありません。）
- 審査の基準日は次のとおりです。基準日時点の提出書類の内容や保育状況で審査します。

第1回利用調整（一次受付分）・・・令和7年11月18日(火)時点

第2回利用調整（二次受付分）・・・令和8年2月17日(火)時点

第3回利用調整以降（随時受付分）・・・毎回の締切日時点（ただし、保育状況のみ締切日翌月初日時点）

- 利用保留となった場合、申込取下届の提出がされない限り、年度内最終の利用調整（令和9年1月実施）まで、毎月継続して利用調整の対象となります。（ただし、教育・保育給付認定が有効期間満了や取消となり申込みが失効となる場合は、その時点までとなります。）
- 申込後に就労状況・家庭状況等に変更が生じた場合には、速やかにすすく保育課に届け出てください。（内容によっては点数が変動します。）

② 入所希望日の設定について

- 入所日は「毎月1日」となります。原則として月途中を入所希望日に設定することはできません。
- 一度入所決定すると、入所日を遅らせることはできません。なお、入所日を早めることは、入所決定施設の受入体制が整っていれば可能な場合がありますので、すすく保育課にお早めにご相談ください。
- 入所希望日は、ならし保育期間を含めて設定してください。

※ ならし保育とは・・・ お子さんの新しい環境による心身への負担を和らげ、徐々に集団生活に慣らすため、通常より短い保育時間で保育を開始します。概ね2週間程度が目安ですが、お子さんの年齢等によってならし保育の期間は異なりますので、入所決定後に施設とご相談ください。なお、入所日より前にならし保育を開始することはできません。

③ 希望施設の選択について

- 最大第10希望まで申し込むことができますが、必ずしもすべて記入する必要はありません。

※ 例年、入所決定後に「あまりよく考えずに希望施設を書いてしまった」等の理由で、入所決定を辞退される方がいらっしゃいます。その結果、入所を希望する他の方が入所できず、施設側も最低でも1か月以上空きが生じてしまうことになります。他の方に多大な影響が及ぶますので、実際に入所決定したら利用可能かどうか、十分に検討したうえで希望施設を選択するようお願いします。第6～10希望の下位順位の希望施設であっても、入所が決まる場合があります。

- 希望施設を変更したい場合は、各回の利用調整締切日までに市役所すすく保育課に届け出てください。（転入予定のない市外在住者は、お住まいの市区町村の保育担当課に変更届を提出してください。）

④ 妊娠・出産による申込みの場合

- 妊娠・出産による入所申込みは、「出産予定月の前1か月～後2か月」の期間限定での入所となります。（実際の出生月が予定月と異なっても、保育所入所期間に変更はありません。）
- 申込みには父親の方も、利用希望期間中の就労・疾病等の保育の必要性が必要です。
- 期間満了後は、いかなる理由があっても、施設の利用継続はできませんので、ご注意ください。

⑤ きょうだい同時申込みの場合

- 選択した入所条件にかかわらず、きょうだいと同じ園に同時に入所決定が可能な場合は、希望園の順位ではなく、同園入所可能な施設を優先して入所決定します。
- きょうだいと同じ園に同時に入所決定が叶わない場合について、申込時に次のいずれかの入所条件の設定が必要です。（なお、同園希望の場合は、きょうだいの希望施設の順位を同一にしてください。）

☆「同園・同時期」：同じ園に同時に入所決定できるまでは入所決定せず、引き続き利用調整の対象となります。

☆「同園・別時期」：どちらかひとりのお子さんのみでも入所ができるなら、そのお子さんのみ入所決定します。もうひとりのお子さんは、引き続き利用調整の対象となりますが、希望園の変更が必要になる場合があります。（なお、希望順位の高い施設に入所できるお子さんを優先して入所決定します。）

☆「別園・同時期」：別々の園であれば同時に入所可能な場合のみ、きょうだい別々の園に入所決定します。

☆「別園・別時期」：どちらかひとりのお子さんのみでも入所ができるなら、そのお子さんのみ入所決定します。もうひとりのお子さんは、引き続き利用調整の対象となります。

【例】姉と弟が「別園・同時期」の条件で申込みの場合…

① 姉：第1希望A園→○ 第2希望B園→× 第3希望C園→○
弟：第1希望A園→× 第2希望B園→○ 第3希望C園→○

きょうだいと同じ園に入所可能な
第3希望のC園に入所決定

② 姉：第1希望A園→○ 第2希望B園→× 第3希望C園→○
弟：第1希望A園→× 第2希望B園→○ 第3希望C園→×

姉を第1希望のA園に、
弟を第2希望のB園に入所決定

- 「同園・別時期」「別園・別時期」の条件で申し込む場合、ひとりのお子さんのみ入所が決定したら、もうひとりのお子さんが利用保留であっても、育児休業からの復職をする必要があります。（求職活動を理由に申し込んだ方も、求職活動を実施していただきます。）そのため、認可外保育施設に預けるなど、あらかじめ利用保留だった場合の保育先を、併せて検討しておくようにお願いします。

⑥ 育児休業中の申込みの場合

- 父母ともに、入所日の翌月15日までに、申込時に提出した就労時間・就労日数で、復職することが入所条件となります。（ただし3月入所の場合のみ、3月31日までに復職することが入所条件です。）
- 入所決定後は入所日を遅らせることができないため、上記の入所条件を満たせるように、事前に就労先とよく調整したうえで、入所希望日を設定してください。
- 年度をまたいでならし保育を実施すること（ならし保育のみ3月に実施すること）はできません。入所希望日は、ならし保育期間を含めて設定してください。
- 入所日の翌月末日までに、復職日を記載した就労証明書をご提出ください。復職が確認できない場合は、退所になる場合があります。
- 入所後に、育休分割取得の2回目を取得する場合、以下の条件で利用継続可能ですので、事前にご相談ください。
① 2回目の育休期間が1か月程度 ② 育休対象児は、原則期間中は保育所を利用しない ③ 利用者負担額は全額負担

⑦ 求職活動を理由とする申込みの場合

●原則「保育短時間」での認定となります。

- 3か月の認定有効期間内に、就労認定基準を満たす就労を開始できない場合、原則として退所（または申込みの失効）となります。就労を開始したら、速やかに就労証明書をご提出ください。

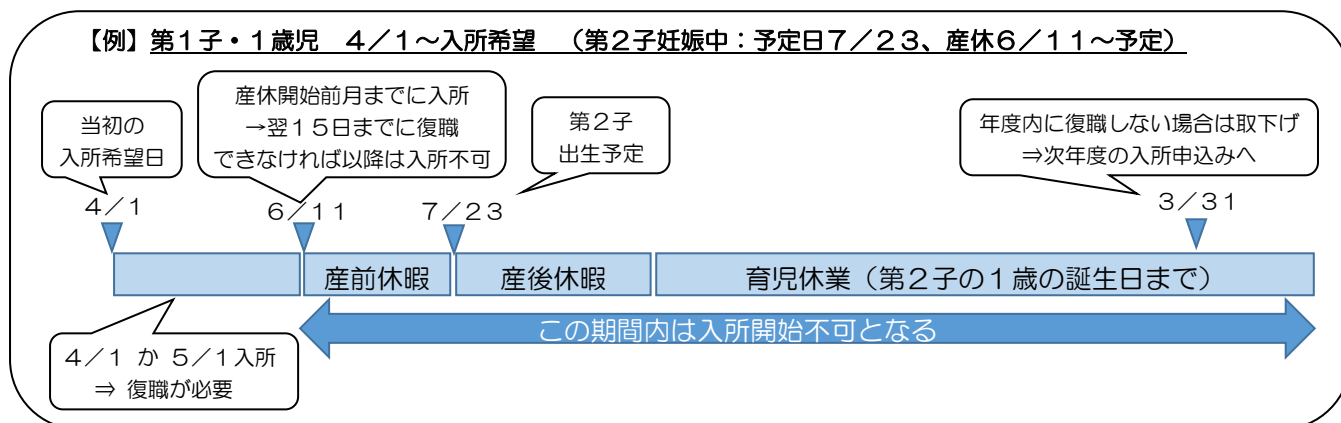
【※ 就労認定基準：1か月あたり64時間以上（原則として4時間以上/日かつ月16日以上）】

申込みに関するよくある質問

Q. 現在下の子を妊娠中なのですが、上の子だけ保育所入所を申し込むことはできますか？

A. 原則、できません。産前産後休暇（概ね産前6週間～産後8週間）や育児休業の期間中に入所することは、認めていません。産前休暇が始まる前月までに入所して、復職する必要があります。

ただし、復職日が入所希望日の翌月15日までの範囲であること、もしくは、入所決定したら育児休業の切上げが可能な旨を、就労証明書で証明されていれば、育児休業期間中に入所希望日を設定することも可能となります。 ※また、「出産予定月の前1か月～後2か月」の期間限定入所の申込みも可能です。



Q. 空きのない施設を申し込むことはできますか？

A. できます。事前に市ホームページで公表する空き状況（一次受付時は新規受入予定数）は、あくまで公表日時点の暫定の情報です。急な退所者の発生や、保育士の配置状況等により、実際の受入数に増減が発生する可能性があるため、空きのない施設への申込みも受付しています。

Q. 昨年度の入所最低点数を教えてくださいませんか？

A. 入所最低点数は、その年により施設の受入枠や入所希望者の数が変動するため、有効な参考情報にならないことなどから、公表していません。

Q. 就労証明書を以前別の手続きで提出しましたが、改めて提出しなければいけませんか？

A. 就労証明書の有効期間は、就労先の証明日から6か月間とします。（注：提出日から6か月間ではありません。）
ただし一次受付のみ、証明日が令和7年4月以降の就労証明書を有効とします。

申込日の時点で有効期間内の就労証明書を、以前別の手続きで「すくすく保育課」あてに提出し、かつ内容に変更がない場合は、事前にすくすく保育課までご相談ください。

ただし、前回の証明書提出後に、育児休業を取得または延長した場合や、復職した場合は、育児休業期間や復職日を確認する必要があるため、就労時間等に変更がなくても、改めて提出が必要です。

※ なお、出生前に取得した就労証明書を申込時に提出する方は、出生後に確定した育児休業期間を確認する必要があるため、確定した育児休業期間を記載した就労証明書を、出生後から育児休業開始までの間に追加提出していただきます。

Q. 申込時点では就労中ですが、今後退職または転職を予定しています。どのような扱いになりますか？

A. 入所日時点の就労状況によって、提出書類が異なりますので次の表でご確認ください。

入所日時点の就労状況	提出書類
A. 現在の就労先を継続 (または勤務地異動)	現在の就労先の就労証明書
B. 転職先が決定している	現在の就労先の就労証明書 + 転職先の就労証明書 (両方提出が必要になります。)
C. 現在の就労先を退職する (転職先未定または転職先の就労証明書 未提出)	就労確約書 ※保育認定事由は「求職活動」となります。認定有効期 間内(入所希望日から3か月以内)に就労認定基準を満 たす就労を開始する必要があります。
D. 現在の就労時間・日数と同条件で、入所 日までに転職先を見つけると誓約する	現在の就労先の就労証明書 + <u>以下について誓約</u> 【誓約】入所日までに、「現在の雇用条件の就労時間・日 数」と同条件(同じ利用調整点数帯)の転職先から内定 を得て、就労証明書を提出します。また、入所翌月 15 日までに就労開始します。 条件を満たせなかった場合は、保育所利用承諾の取消(ま たは保育実施の解除)となっても異議はありません。

詳細は、保育所入所申込書類「④保育所入所申込み確認票」の裏面に申告してください。

Q. 入所するタイミングで、就労時間・就労日数を減らすことを考えていますが、問題ないですか？

A. 入所が決まった際は、申込時に提出した就労時間・就労日数で復職(または就労開始)することが入所条件となります。そのため、申込時の内容に満たない条件で復職した場合は、虚偽申告と見なされ入所決定取消(または保育実施解除)となる可能性がありますので、ご注意ください。

ただし、「**育児のための短時間勤務制度**」を利用し、雇用契約の内容は変えずに、一定期間を育児のため時短勤務とする場合は、例外的に認められます。申込時または復職時において、雇用契約上の内容と「**育児のための短時間勤務制度**」の利用内容の両方を記載した就労証明書をご提出ください。



Q. 加配とはどういうことをいうのですか？

A. 発達がゆっくりなお子さん（または病気や障がいをお持ちのお子さん）については、ご家庭では不自由を感じていなくても、保育所ではご家庭の状況と異なり集団生活の場となるため、行動面や言葉の面においてお子さんの状況に合わせたフォローが必要な場合に、担当保育士を配置（加配）します。

加配が必要になる可能性がある」と市が認める場合には、（周りのお子さんも含め）お子さんを安全にお預かりできるかについて、入所決定前に施設と面接を実施し、最終的な入所の可否を決定する場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、入所開始後に、施設が加配保育士を配置する必要があると判断する場合があります。

※ なお、「医療的ケア」が必要なお子さんについては、受入基準等が異なりますので、事前にすすく保育課にご相談ください。

Q. 育児休業の延長手続き等のために、保育所に入所できていない旨の通知が必要なのですか？

A. 保育所入所申込みをしていない方（または失効になった方や、利用保留通知が必要な時点を入所希望としていない方）については、通知をお出しすることはできません。市役所で発行するのは、締切日までに入所申込みをした方で利用調整を実施した結果の通知となりますので、入所申込みのない期間の「利用保留通知書」を遡って発行することは、いかなる理由があってもできません。入所希望日の設定等にご注意いただき、締切日に間に合うように申し込んでください。

※ なお、育児休業給付金の手続きについては、市役所ではお答えできません。就労先の担当者（またはハローワーク）に直接お問い合わせください。

Q. 保育所入所の情報はどのようにお知らせしていますか？

A. 一次受付の混雑状況や毎月の保育所の空き情報を公式 X で発信しています。

その他の情報は市ホームページ又は直接すすく保育課にお問い合わせください。

【すすく保育課保育グループ公式 X】

URL: https://x.com/moriya_sk2hoiku

ID: @moriya_sk2hoiku

＼QRコードはこちら／



保育年齢（保育所でのクラス区分）



令和 8 年度の保育所でのクラス区分は、令和 8 年 4 月 1 日時点の年齢で決定されます。

クラス区分	生年月日	就学前の期日
0 歳児	令和 8（2026）年 4 月 2 日 ～	令和 15（2033）年 3 月 31 日
	令和 7（2025）年 4 月 2 日 ～ 令和 8（2026）年 4 月 1 日	令和 14（2032）年 3 月 31 日
1 歳児	令和 6（2024）年 4 月 2 日 ～ 令和 7（2025）年 4 月 1 日	令和 13（2031）年 3 月 31 日
2 歳児	令和 5（2023）年 4 月 2 日 ～ 令和 6（2024）年 4 月 1 日	令和 12（2030）年 3 月 31 日
3 歳児	令和 4（2022）年 4 月 2 日 ～ 令和 5（2023）年 4 月 1 日	令和 11（2029）年 3 月 31 日
4 歳児	令和 3（2021）年 4 月 2 日 ～ 令和 4（2022）年 4 月 1 日	令和 10（2028）年 3 月 31 日
5 歳児	令和 2（2020）年 4 月 2 日 ～ 令和 3（2021）年 4 月 1 日	令和 9（2027）年 3 月 31 日